

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	公共下水道の排水施設への物件設置の許可	
根拠法令・条項	下水道法第24条	
所管課	下水道管路部 下水道管路課	
審査基準	<p>1. 審査基準</p> <p>(1) 申請に係る事項が公益上相当の理由がある等、必要やむを得ないものであるか否か。</p> <p>(2) 申請に係る事項が既存の公共下水道施設の機能や構造に支障を及ぼすことのない工作物または方法等であるか否か。</p> <p>(3) 申請に係る事項に起因して必要な関係官庁等の許可が得られるか否か。</p> <p>2. 許可要件</p> <p>(1) 工事着手及び完了については、担当部局に報告するとともに、指示に従うこと。</p> <p>(2) 工事内容に変更が生じたときは、速やかに担当部局に連絡すること。</p> <p>(3) 施行令第17条で定める技術上の基準に適合すること。</p> <p>(4) 工事期間中において、下水道施設の能力等を損じる事の無いよう、維持・保全を行うこと。</p> <p>(5) 下水道施設を破損した場合は、直ちに届け出て、施工者の責任を持って修復にあたること。</p> <p>(6) 施工者は、当該施行条件に定める義務を履行しない場合のほか、自己の責任に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償を行うこと。</p> <p>(7) その他公共下水道管理者が定める許可条件に従うこと。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>* 庁内で処理できる場合は40日</p> <p>* 他の行政機関と協議を要する場合は、その期間が上乘せとなる。</p>
	標準処理期間を設定できない理由	